

理 由 説 明 書

【諮問庁としての考え方】

本件異議申立てに係る開示請求につき、平成15年12月12日付け厚生労働省発基第1212001号により厚生労働大臣が行った部分開示決定（以下「原処分」という。）は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

【理由】

1 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、異議申立人である開示請求者から平成15年11月12日付けでなされた「平成14年度4月分の労働保険審査会裁決書3件（裁決日の古い順）及び再審査請求管理システムによる索引リスト」の行政文書開示請求に対し、厚生労働大臣は「再審査請求管理システムによる検索リスト（平成14年度4月分）」、「平成9年労第243号裁決書」、「平成13年労第41号裁決書」及び「平成13年労第105号裁決書」を当該開示請求の対象行政文書（以下「対象行政文書」という。）として特定し、原処分を行ったところ、異議申立人はこれを不服として、平成16年1月1日付けで提起されたものである。

なお、異議申立人は不開示部分を含め、全部開示を主張しており、仮に全部開示が認められないとしても、少なくとも「裁決年月日」、「各住所都道府県名」、「生年」及び「傷病名及び身体症状」は開示すべきと主張している。

2 再審査請求制度について

- (1) 労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）に基づく災害補償の保険給付の請求は、業務中に負傷し、又は疾病を発症した労働者等が当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署（以下「監督署」という。）に請求を行う。
- (2) 監督署が請求に基づき保険給付に関する処分を行った際、その処分に対して不服があるときは、労災保険法第38条第1項及び労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「審査会法」という。）第7条の規定に基づいて、当該処分をした行政庁（監督署）の所在地を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、審査請求をすることができ、審査官は監督署の処分が妥当かどうか審理を行い、決定を行うこととされている（審査会法第18条）。
- (3) 審査官の決定に不服がある場合、あるいは審査官が審査請求を受けてから3ヶ月経過してもなお、決定が行われない場合は、労災保険法第38条第1項及び第2項の規定に基づき、厚生労働大臣の所轄の下に置かれている労働保険審査会（以下「審査会」という。）に対して再審査請求ができるものであり、再審査請求が適法であるときは、審査会はこれを受理して本案の審理を開始しなければならない。
- (4) 審理は、審理期日において指定の場所で行うものであり（審査会法第42条）、一般的に公開を原則とするが、当事者からの申立てがあったときは非公開とするもので

ある（審査会法第43条ただし書）。非公開の申立ては文書又は口頭ですることができ（労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第28条第1項）、公開で審理を行っている最中でも申し立てることができる。

- (5) 審査会は、審理が終結したときは、当該事案について最終的な裁決をしなければならないが、その裁決は三人の委員による非公開の合議によって処分を決定する（審査会法第33条第1項及び第48条）。決定した内容は「裁決書」として、請求人及び当該処分庁に対して通知する（審査会法第50条の準用規定による同第19条第1項）。

3 本件異議申立てに係る行政文書について

- (1) 「再審査請求管理システム」とは、審査会に対してなされた再審査請求事件について一元的に管理するためにデータベース化したものであり、対象行政文書である「再審査請求管理システムによる検索リスト（平成14年度4月分）」（以下「検索リスト」という。）とは、同システムのデータベース化した資料のうち、平成14年4月中に裁決した事件についてリスト化したものであり、「事件番号」、「請求人氏名」、「都道府県名（管轄局）」、「裁決年月日」、「裁決の種類（棄却・取消・却下等）」及び「事件の要旨」から構成されている。

- (2) 「裁決書」とは、審査会に再審査請求がなされた事件のうち、審理を経て合議をした結果を再審査請求人等関係者に対して通知した行政文書であり、具体的には「再審査請求の趣旨及び経過」、「再審査請求の理由」、「原処分庁の意見」、「争点」、「審査資料」及び「事実の認定及び判断」（以下「裁決書記載内容」という。）で構成されている。

なお、「裁決書」として対象行政文書は、「平成9年労第243号裁決書」、「平成13年労第41号裁決書」及び「平成13年労第105号裁決書」（以下「本件裁決書」という。）である。

4 不開示情報の該当性について

- (1) これら対象行政文書には、上記3のとおり、「検索リスト」には、「裁決年月日」及び「再審査請求人の氏名」が、「本件裁決書」には、「再審査請求人及び再審査請求代理人の氏名及び住所」、「被災者の氏名、生年月日、勤務先、意見書提出者等の所属及び氏名」等が記載されており、これらの情報は個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができる情報に該当するものであり、当該部分は不開示とすべき情報である。

また、「検索リスト」に記載の「事件の要旨」及び「本件裁決書」の「裁決書記載内容」については、再審査請求人の氏名等の個人識別情報を除いたとしても、本件事業場の関係者その他保険給付の申請及びその後に関する情報を知る者には、再審査請求人を特定される、又は推認される可能性があり、対象行政文書中の傷病名、傷病部位等の記述は身体の具体的な損傷、程度等の状況を示すものであること、経過は被災状況を生々しく再現したものであること等から、個人に関する極めて機微な情報である。

このような情報は、仮に、これによって特定の個人を識別することができないとしても、上記のような関係者によって推認される可能性があることを考慮すると、これを一般に公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、行政機関の保有する情報公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、これらの情報が記載されている部分については不開示とすべき情報である。

- (2) 異議申立人は、「審査会の審理は原則公開とされており、公開することにより請求人の権利擁護を担保するものであることから、同趣旨に基づき本件裁決書等についても公開されるべき」と主張している。

確かに審査会法第43条においては、審理については、原則公開されるものとされているが、これは審査会が行う審理は、その性質にかんがみて、公正かつ民主的に再審査請求事件を処理すべきものであることを担保するためのものであり、また、上記2の(4)のとおり、当事者から非公開の申立てがあったときは、公開しないことができることとなっていることから、審理を公開することが個人に関する情報を将来にわたって広く一般的に公にすることを目的とするものではないことは明らかである。

したがって、審査会の審理が原則公開されていることをもって、当該事実とその審理に基づき非公開の合議により作成された裁決書を同一視して、法第5条第1号に規定される不開示情報を開示することは適当でなく、異議申立人の主張には理由がないものである。

- (3) その他、異議申立人が主張している内容については、いずれも、それを理由に法第5条第1号に規定される不開示情報を開示する理由には当たらないものである。

5 結論

以上により、本件異議申立てに係る開示請求について、諮問庁が行った原処分の判断は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

諮問庁：厚生労働省

理 由 説 明 書

【諮問庁としての考え方】

本件異議申立てに係る開示請求につき、平成16年1月26日付け厚生労働省発基第0126001号により厚生労働大臣が行った部分開示決定（以下「原処分」という。）は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

【理由】

1 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、異議申立人である開示請求者から平成16年1月1日付け（平成16年1月5日付け受理）でなされた、「労働保険審査会再審査請求管理システムによる検索リスト（平成15年度4月から12月の9ヶ月分）」の開示請求に対し、原処分を行ったところ、異議申立人はこれを不服として、平成16年2月17日付けで提起されたものである。

なお、異議申立人は不開示部分を含め、全部開示を主張しており、仮に全部開示が認められない場合には、再審査請求人氏名を除く項目は開示すべきと主張している。

2 本件異議申立てに係る行政文書について

「再審査請求管理システム」とは、労働保険審査会（以下「審査会」という。）に対してなされた再審査請求事件について一元的に管理するためにデータベース化したものであり、対象行政文書である「再審査請求管理システムによる検索リスト（平成15年4月～12月の9ヶ月分）」（以下「検索リスト」という。）は、同システムのデータベース化した資料のうち、平成15年4月から12月の9ヶ月間に裁決した事件についてリスト化されたものであり、個々の事件毎に「事件番号」、「再審査請求人氏名」、「都道府県名（管轄局）」、「裁決年月日」、「裁決の種類（棄却・取消・却下等）」、「事件の要旨」から構成されている。

3 不開示情報の該当性について

- (1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条は、開示請求に係る行政文書に同条各号に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならない旨規定しているところ、同条第1号においては、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれている氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示としている。

本件「検索リスト」記載の項目のうち、「再審査請求人氏名」については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報に該当するものであり、

当該部分は不開示とすべき情報である。

また、「事件の要旨」欄の傷病名、傷病部位等、障害等級及び「裁決年月日」については、個人識別情報である「再審査請求人氏名」を除いたとしても、本件事業場の同僚等関係者その他保険給付の申請に関する情報を知る者（以下「関係者等」という。）には、再審査請求人を特定される、又は推認される可能性があり、対象行政文書中の傷病名、傷病部位等の記述は身体の具体的な損傷、程度等の状況を示すものであり、個人に関する極めて機微な情報について、もともと関係者等が知らなかった情報についても新たに知り得ることとなるものである。

このような情報は、仮に、これによって特定の個人を識別することができないとしても、本件事業場の関係者等によって特定又は推認される可能性があることを考慮すると、これを一般に公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、これらの情報が記載されている部分については不開示とすべき情報である。

- (2) 異議申立人は、「審査会の審理は原則公開とされており、公開することにより請求人の権利擁護を担保するものであることから、同趣旨に基づき裁決書に係る本件検索リストについても公開されるべき」と主張している。

確かに労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「審査会法」という。）第43条においては、審理については、原則公開されるものとされているが、これは審査会が行う審理は、その性質にかんがみて、公正かつ民主的に再審査請求事件を処理すべきものであることを担保するためのものであり、また、当事者から非公開の申立てがあったときは、公開しないことができる（審査会法第43条ただし書）こととなっていることから審理を公開することが、個人に関する情報を将来にわたって広く一般的に公にすることを目的とするものではないことは明らかである。

したがって、審査会の審理が原則公開されていることをもって、当該事実とその審理に基づき非公開の合議により作成された裁決書を同一視して、法第5条第1号に規定される不開示情報を開示することは適当でなく、異議申立人の主張は理由がないものである。

その他、異議申立人が主張している内容については、いずれも、それを理由に法第5条第1号に規定される不開示情報を開示する理由には当たらないものである。

4 結論

以上により、本件異議申立てに係る開示請求について、諮問庁が行った原処分の判断は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。